

令和4年度 福井県内部統制評価報告書

福井県知事 杉本達治は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備および運用に関する事項

福井県知事 杉本達治は、福井県の内部統制の整備および運用に責任を有しており、福井県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「福井県内部統制基本方針」（令和2年3月16日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備および運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見できない可能性があります。内部統制の整備および運用に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行いながら適切な制度の運用に努めてまいります。

2 評価手続

福井県においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、「全庁的な内部統制」については有効に整備・運用されていましたが、「業務レベルの内部統制」については、評価対象基準日において有効に整備されているものの、評価対象期間中の財務事務における運用上の重大な不備を、別紙のとおり2件把握したため、財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

上記の重大な不備については、不備の把握後、速やかに是正措置を講じるとともに、当該所属における再発防止策と全庁的な注意喚起を行い、報告日現在において不備の是正が図られていることを確認しています。

今後はこうした不備の再発を防ぎ、適正な事務の執行に努めてまいります。

令和5年8月17日 福井県知事 杉本 達治

令和4年度 内部統制の重大な不備および是正の概要

(1) 学校徴収金等の着服

<事案の概要>

県立高校において、令和4年1月から令和5年3月の間、事務職員が生徒から徴収した修学旅行の積立金など、学校が管理する徴収金（私費会計）約1,578万円および授業料（公金）約1万円を着服した事案であり、別の職員が金額のずれに気づいたことから発覚しました。なお、着服金は全額返金されており、修学旅行など学校行事等への影響はありませんでしたが、着服金が極めて多額であること、長期に渡って不正行為が繰り返されていたにもかかわらず複数人での確認を怠っていたこと、県民の信頼を大きく損なう事案として公表されたものであること等の理由から、令和4年度内部統制における「重大な不備」として報告することとしました。

<是正の状況>

本件は、主に学校が独自に管理する私費会計に係る事案となりますが、複数人で点検すべき資金の管理を当該職員1人に任せていたことが原因であり、当該所属の再発防止策として、校長名の印鑑の管理、現金徴収の管理、会計記録の定期的な確認などの措置を講じています。

また、全庁で私費会計の実態調査と緊急点検を実施し、管理方法の適正化について周知徹底を図ったほか、コンプライアンス推進会議を開催して全所属に注意喚起を行うなど、再発防止に向けた指導を実施しました。

令和5年度以降は、内部統制の想定リスクおよび自己点検項目に「私費会計の不備」を追加することにより、全庁的なチェック体制を強化していきます。

(2) 公文書の偽造

<事案の概要>

令和4年度の委託事業4本に関して、担当職員が紛失した決裁書類、契約書等の公文書計20件を偽造し、契約の相手方からの問合せにより発覚しました。

なお、当該事案の発覚は、評価対象期間外（令和5年4月）であり、相手方への実害はありませんでしたが、令和4年度の財務に係る事務であり、県政に対する県民の信頼を大きく損なう事案として公表されたものであることから、令和4年度内部統制における「重大な不備」とであると判断しました。

<是正の状況>

本件は、事務処理の進捗状況の確認について、組織的なチェック体制が整っていなかったことが原因であり、当該所属の再発防止策として、各財務事務の決裁後における進捗状況の確認を、複数職員で行うことを徹底しました。

令和5年度以降は、内部統制の点検項目に「財務書類の偽造」を明記し、不正防止への職員の意識を高めるとともに、今回の文書偽造と同様の事案が生じた場合に、内部統制の点検プロセスを通じて財務手続きの不備を発見する方法等について、コンプライアンス推進会議を開催して周知徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

令和4年度福井県内部統制評価報告書 説明資料

I 評価期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

II 対象所属

知事部局、議会局および各委員会・委員の事務局

III 対象事務

財務に関する事務

IV 評価方法

1 全庁的な内部統制の評価

(1) 評価項目

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）別紙1の評価項目とした。

(2) 整備状況

各評価項目について、本県の条例、規則のほか、庁内で公表（通知）されている要綱やマニュアル、設置されている会議等について整理し、記録した。

(3) 運用状況

各評価項目の整備内容に関する運用状況について、庁内で公表（通知）されているものについては当該文書で、庁内で公表（通知）されていないものについては、担当課に照会・ヒアリングを行った。

2 業務レベルの内部統制の評価

(1) 整備状況および運用状況

各所属のリスク評価シートおよび自己点検表に基づいた自己評価および内部統制推進部局関係課による基礎評価を踏まえ、評価した。

V 評価概要

1 全庁的な内部統制の評価概要

(1) 総括

内部統制の6つの基本的要素（「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICTへの対応」）について評価した結果、「重大な不備」は認められなかった。

(2) 各基本的要素の評価結果

① 統制環境

<評価結果>

内部統制の目的と取組等を定めた「福井県内部統制基本方針」や福井県職員の行動規範「福井県職員クレド」等により知事の姿勢表明を行うとともに、内部統制の目的達成に向けた組織・体制の整備や人事管理について、必要な取組みが実施されている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
① 統制環境	1 知事は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 知事は、地方公共団体が事務を適正に管理および執行する上で、誠実性と倫理観が重要なことを、自らの指示、行動および態度で示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の方針(R2) ・福井県内部統制推進要領(R2) ・福井県職員クレド(R元) ・福井県職員倫理規則(R元) ・福井県職員服務規程(S39)
		1-2 知事は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動および意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員および外部委託先、ならびに、住民等の理解を促進しているか。	
		1-3 知事は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領(R2) ・福井県職員倫理規則(R元) ・福井県職員服務規程(S39) ・福井県職員等の懲戒の手続および効果に関する条例(S26) ・職場管理者会議(職員の不祥事が確認された場合すみやかに開催)
	2 知事は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 知事は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領(R2) ・組織体制の整備・見直し(H26：審査指導課・各会計室の設置) ・組織および定員管理について(総務部長通知)(毎年) ・福井県の部制に関する条例(S28) ・福井県行政組織規則(S39) ・福井県事務決裁規程(S50) ・福井県出先機関事務決裁規程(S50)
		2-2 知事は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署および各種の会議体等について、それぞれの役割、責任および権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	
	3 知事は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理および教育研修を行っているか。	3-1 知事は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保および配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務研修(毎年) ・福井県職員の人材育成に関する基本方針に基づく職員研修(毎年)
3-2 知事は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進会議設置要綱(H22) ・人事評価制度(人事評価ガイドブック) ・綱紀粛正および服務規律の確保について(総務部長通知)(適時) ・職場管理者会議(職員の不祥事が確認された場合すみやかに開催) 	

② リスクの評価と対応

<評価結果>

内部統制基本方針および推進要領により、内部統制の目的と取組、各所属における取組事項（重点取組事項（リスク）の選定、自己点検表のチェック）など、リスクの選定から自己評価までの具体的なプロセス等を明示するなど、制度の適正な運用に向けた取組みが実施されている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
② リスクの評価と対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的および業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	・福井県内部統制推進要領(R2)
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	・福井県内部統制推進要領(R2)
		5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1)リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2)リスクを質的および量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3)リスクについていかなる対応策をとるかの評価を行う 4)リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの影響度等の評価と対応策の検討過程において、自身の所属に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの所属や他の所属において過去に生じた不正および他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	・福井県内部統制推進要領(R2) ・コンプライアンス推進会議設置要綱(H22)

③ 統制活動

<評価結果>

内部統制基本方針および推進要領により、リスクの選定から自己評価までの具体的なプロセス等を明示するなど、適切な制度運用に向けた取組みがなされており、各所属における業務レベルの評価結果をふまえても、基本方針や実施要領に沿った適正な運用が図られている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
③ 統制活動	7 組織は、リスクの評価および対応において決定された対応策について、各所属における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	・福井県内部統制推進要領(R2)
		7-2 組織は、各職員の業務遂行能力および各所属の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針および手続を明示しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	1) 2) ・福井県の部制に関する条例(S28) ・福井県行政組織規則(S39) ・福井県事務決裁規程(S50) ・福井県出先機関事務決裁規程(S50) ・福井県出納事務決裁規程(S50) 3) ・福井県事務決裁規程(S50) ・福井県出先機関事務決裁規程(S50) ・福井県出納事務決裁規程(S50) 4) ・組織定員管理方針(組織および定員管理について(総務部長通知))(毎年) ・福井県内部統制推進要領(R2)
			8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価および必要に応じた是正措置を行っているか。

④ 情報と伝達

<評価結果>

事務決裁規程により決裁権限を明示し、文書規程による文書の作成や、取扱いの原則を定めることにより信頼ある情報が作成される体制を整備している。

また、いんたらネットふくい（会計事務ポータルや全庁情報）等の整備により情報が適時かつ適切に伝達される体制を構築している。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
④ 情報と伝達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 福井県内部統制推進要領(R2) 福井県財務規則(S39) 福井県出納事務決裁規程(S50) 福井県事務決裁規程(S50) 福井県出先機関事務決裁規程(S50) 福井県文書規程(S61)
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 福井県パブリックコメント制度実施要領(H12) 福井県行政情報ネットワーク運営管理要領(H11) 福井県公益通報処理要領(H18) 附属機関に関する条例(S28) 附属機関および懇話会等の設置・運営要綱(H8)
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 福井県個人情報保護条例(H13) 福井県個人情報保護条例施行規則(H13) 個人情報(マイナンバー)の提出について(H27.12.28付会計課長通知) 福井県情報セキュリティポリシー対策基準(H19)
	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする所属への伝達および適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報および外部から入手した情報が、それらを必要とする部署および職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> いんたらネットふくい(会計事務ポータルや全庁情報)の運用 Office365運営管理要領(H31)
		10-2 組織は、組織内における情報提供および組織外からの情報提供に対して、係る情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 福井県公益通報処理要領(H18) 福井県行政組織規則(S39)

⑤ モニタリング

<評価結果>

各所属における業務レベルの内部統制の運用状況に関しては、所属長による日常的モニタリングの実施とともに、上期（10月）および下期（3月）時点での定期的な各所属の自己評価、評価部局による独立的評価を実施するなど、推進要領に沿った適正な運用が図られている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
⑤ モニタリング	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立の評価を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備および運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングを実施するとともに、それに基づく内部統制の是正および改善等を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領(R2) ・福井県出納事務決裁規程(S50) ・福井県会計検査規程(S35) ・福井県財務規則(S39)
		11-2 モニタリングまたは監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正および改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署または監査委員等に結果が報告されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領(R2) ・福井県会計検査規程(S35) ・福井県財務規則(S39)

⑥ ICTへの対応

<評価結果>

福井県IT（情報通信技術）推進要綱を定め、県の電子化に関する各種情報化施策の総合的かつ効率的な推進および運営に努めている。

また、福井県情報セキュリティポリシーにより、県が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるなどの統制を行っている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
⑥ ICTへの対応	12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針および手続を定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県IT（情報通信技術）推進要綱(H15)
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムのライフサイクル・マネジメントシステム実施要綱(H20) ・福井県情報セキュリティポリシー基本方針(H19) ・福井県情報セキュリティポリシー対策基準(H19)
		12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守および運用の管理、システムへのアクセス管理ならびにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計オンラインシステムのセキュリティに関する実施要領(H15) ・財務会計オンラインシステム施設および財務サーバ管理運営要領(H17)
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	

2 業務レベルの内部統制の評価概要

(1) 総括

全243所属において業務レベルの評価を実施した結果、下表のとおり複数の不適事項の発生が確認された。うち2件は「重大な不備」に該当する事案であった。

また、これらの不適事項の発生を認識した経緯について確認したところ、各所属による自己点検等によるものが約45%、定期監査・会計検査等によるものが約38%、その他（相手方の指摘等によるもの）が約17%であった。

・不適事項件数 総括

業務分野	件数	評価区分				発見経緯			うち重点取組事項	うち所属独自業務	
		重大	大	中	小	自所属 (自己点検等)	監査・ 会計 検査等	その他			
組織的取組体制	4	0	4	0	0	0	0	4	0	0	
財務に関する事務	1 収入	40	0	8	26	6	18	13	9	13	0
	2 支出	128	0	21	82	25	62	33	33	31	1
	3 契約	52	0	10	38	4	12	26	14	13	0
	4 予算	10	0	5	2	3	6	0	4	2	0
	5 財産管理	126	0	21	22	83	70	56	0	47	0
	6 その他	17	2	8	1	6	0	15	2	0	0
計	377	2	77	171	127	168	143	66	106	1	

「重大」 県および県民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性が高いもの、もしくは実際に生じさせたもの

「大」 誤りの内容が重大な事故、規則違反等に該当するもの

「中」 不適切な行為その他重要な事項が認められるもの

「小」 軽微な改善すべき事項が認められるもの

(2) 重点取組事項の取組結果

令和4年度は、下記2項目を全庁的な重点取組事項とし、各所属においてリスク対応策を検討した。

- ①契約書に添付する仕様書や約款等の添付書類確認の徹底〔契約〕
- ②予算化された歳入について変更（減免等）する場合の財政課協議の徹底〔収入〕
（※②は本庁の予算計上所属のみ対象）

また、各所属において監査等で過去に指摘・指導された事項等を振り返り、自所属で発生しやすい不適事項を中心に重点取組事項の選定を行った結果、全所属における取組件数は1,394件であった。

不適事項（「不備あり」）は、83所属において計106件確認された。そのうち、評価区分「大」に該当する事案は28件であった。

（※R3年度：取組件数1,446件、不適事項80件、評価区分「大」28件）

・業務分野別集計結果（全庁的取組事項を含む）

業務分野	取組所属数 (重複あり)	項目数	うち 「不備あり」 件数	評価区分		
				大	中	小
1 収入	159	223	13	3	10	0
2 支出	159	324	31	4	22	5
3 契約	241	427	13	0	12	1
4 予算	30	31	2	2	0	0
5 財産管理	184	306	47	19	5	23
6 その他	68	83	0	0	0	0
計		1,394	106	28	49	29

・取組事項の数（1所属平均取組件数：5.7件）（※R3：6.0件）

取組事項 選定数	0件	1件	2件	3件	4～5 件	6～10 件	11件 以上	計
所属数	2	9	24	41	54	97	16	243

※取組事項選定数が0件の2所属はいずれも「かい」（県の予算の令達を受けて、これを執行する出先機関）ではない出先機関

・点検結果〔重点取組事項〕

不備の区分	件数	評価区分「大」のうち主な内容
整備上の不備	0	
運用上の不備	106	<ul style="list-style-type: none"> ・調定誤り（会計年度超え） ・支払遅延、執行伺の事後作成 ・補助金交付額誤り ・委員報酬の支払遅延 ・契約事務の検査における不備 ・公用車事故（修繕費発生、同一所属で複数発生） ・点検・照合作業の不徹底

（3）自己点検の取組結果

①組織的取組体制（点検項目数：7）

推進部局において、リスク発生の原因として組織に共通する課題について点検項目を設定し、各所属における自己点検時(R5.3.31)には不適事項なしであったが、点検結果の報告後に重大な不備が2件発覚し、その一因として組織的取組体制の不備が認められることから、評価部局において不適事項4件(評価区分「大」)と評価した。（※R3年度：1件）

・点検結果〔組織的取組体制〕

項目	業務分野	件数	評価区分			内容
			大	中	小	
1～3	統制環境の不整備	0	0	0	0	
4	法令遵守意識等の欠如	2	2	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金等の着服 ・公文書の偽造
5	職場環境等不備	1	1	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・風通しのよい職場環境作りや業務進捗管理の不備が公文書偽造事案発生の一因
6	業務の進捗管理不備	1	1	0	0	
7	不均等な事務分掌・協力体制不足	0	0	0	0	
合計		4	4	0	0	

②財務に関する事務〔全庁共通業務〕（点検項目数：122）

推進部局において、リスク発生の原因として財務事務に関する課題（全庁共通）について点検項目を設定している。令和4年度は点検項目を見直し、122項目について自己点検を実施した。

不適事項は、140所属において264件確認された（重点取組事項と重複する事案を除く）。このうち、評価区分「大」に該当する事案は44件であった。なお、不適事項として多かったものは、調定誤りや未収金の発生、公用車事故、支払遅延等であった。

（※R3年度：点検項目数113、不適事項204件、評価区分「大」19件）

・点検結果〔全庁共通業務〕

業務分野	件数	評価区分			評価区分「大」の内容
		大	中	小	
1 収入	27	5	16	6	・国庫補助申請手続誤り（内示前着手） ・調定誤り（会計年度超え）
2 支出	96	16	60	20	・不適正支出（債権者誤り） ・執行伺の事後作成 ・支払遅延（延滞金発生） ・給与資金前渡口座に2年間現金滞留
3 契約	39	10	26	3	・公告誤りによる入札中止 ・予定価格調書の作成漏れ ・不適正検査（実績のない請求に対する支払）
4 予算	8	3	2	3	・予算の計上漏れ（知事査定終了段階）
5 財産管理	79	2	17	60	・公用車等事故（県過失100%、複数回発生）
6 その他	15	8	1	6	・点検・照合作業の不徹底 ・財務書類の紛失
合計	264	44	122	98	

・不適事項が多い点検項目〔全庁共通事務＋重点取組事項〕

順位	点検項目	件数
1	公用車運転時に交通法規を遵守し安全運転を徹底しているか。	39
2	支払い事務において、複数職員が関与し、不適正支出（未払い、過誤払い、年度・科目相違等）を防ぐ体制となっているか。	29
3	執行伺等の作成時期等は適当か。	28
4	調定誤り、調定漏れおよび調定が遅延しているもの等はないか。	25
5	納入期限を過ぎて未収となっているものはないか。	13

③財務に関する事務〔所属独自業務〕（点検項目数：31）

②の全庁共通業務に該当しない業務を行う所属において、独自の点検項目を設定し、自己点検を実施した。

企業会計やキャッシュレス徴収事務等、13所属が延べ31項目を設定し、不適事項は1件確認された。

・点検結果〔所属独自業務〕

業務分野	項目数	取組所属数 (重複あり)	うち不適件数	評価区分			評価区分「大」の内容
				大	中	小	
1 収入	9	7	0	0	0	0	
2 支出	16	7	1	1	0	0	政務活動費と旅費の重複
3 契約	0	0	0	0	0	0	
4 予算	0	0	0	0	0	0	
5 財産管理	5	2	0	0	0	0	
6 その他	1	1	0	0	0	0	
合計	31	(13)	1	1	0	0	

(4) 重大な不備

令和4年度の財務に関する事務について、運用上の重大な不備を2件確認した。

両事案とも、令和4年度の自己点検項目として設定していなかった不備であり、事案②については評価対象期間外に発生・発覚したものであるため、「(3)自己点検の取組結果」には含まれていない。しかし、その内容の重大性を鑑み、令和4年度福井県内部統制における「重大な不備」として報告することとした。

・事案①

1 件名(所属)	学校徴収金等の着服(教育委員会)
2 発生時期	令和4年1月～令和5年3月
3 内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校徴収金の修学旅行積立金口座より、口座名義人である校長の印鑑を無断で使用して不正な出金を繰り返し、14,663,000円を着服 現金で領収した学校徴収金1,115,510円および授業料9,900円を着服
4 発生理由	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守に関する意識の欠如 複数の職員によるチェック体制の不備 「学校徴収金マニュアル」に基づく点検等の未実施 印鑑の管理体制の不備
5 是正措置の状況	<ul style="list-style-type: none"> 着服金は全額弁済済み 全県立学校に対し、綱紀粛正と服務規律の確保、会計の適正な処理について通知するとともに、市町教育委員会あてに注意喚起 校長・事務長会議を開催し、マニュアルに基づいた会計事務処理体制の徹底を指示 コンプライアンス推進会議を開催し、全庁に注意喚起 私費会計の全庁調査と緊急点検を実施し、管理方法を適正化
6 再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> 公金の検査に合わせ、学校徴収金の抽出検査を実施 学校事務職員の会計事務研修会を開催 令和5年度内部統制の想定リスクおよび自己点検項目に「私費会計不備」を追加し、全庁的にチェック体制を強化

・事案②

1 件名（所属）	公文書等の偽造（交流文化庁）
2 発生時期	・令和5年4月
3 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の（公財）文化振興事業団への委託事業4本に関して、以下の20件について公文書等の偽造を行った。 ①紛失した公文書の偽造7件、 ②決裁未了の公文書偽造10件、 ③契約書偽造1件（契約書2部）、 ④私文書偽造1件（受託書1枚）、 ⑤公文書破損1件 <p>・同4月、相手方から契約書の内容の不備について問合せがあり発覚</p>
4 発生理由	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に関する意識の欠如 ・風通しの良い職場環境づくりが不十分（コミュニケーション不足） ・組織的な業務進捗管理体制の不備
5 是正措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに財務関係書類を再作成して決裁を行い、契約は有効に成立しており、事務の履行に支障はない ・職場管理者会議を開催し、書類等の適正管理や軽微な事務処理でも組織的に対応する意識の醸成等について全庁に周知徹底
6 再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務について、管理職員を含めた複数職員による確認を徹底 ・内部統制の点検項目に「財務書類の偽造」を明記 ・今回の文書偽造と同様の事案が生じた場合に、内部統制の点検プロセスを通じて財務手続きの不備を発見する方法等について、コンプライアンス推進会議を開催して周知徹底